

賃 貸 借 契 約 書 （案）

件 名	広島市立広島市民病院人工呼吸器賃貸借（院内・単価契約）
履 行 場 所	広島市中区基町7番33号 広島市立広島市民病院
契 約 期 間 履 行 期 間	契約締結の日から平成32年3月31日まで 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
賃 貸 借 料	別表のとおり
支 払 方 法 等	広島市立病院機構賃貸借契約約款のとおり
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構賃貸借契約約款のとおり
特 約 条 項	1 違約金等の算定基礎となる契約金額予定総額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額金 円）とする。 2 契約締結の日から平成31年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の賃貸借契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構賃貸借契約約款によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区中町8番18号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影 本 正 之

受注者

別 表（賃貸借料）

区 分	単位	賃貸借料単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
人工呼吸器 一式あたり (付属品、呼吸回路、消耗品を含む)	月額	円	円
<p>賃貸借料の算定は患者数に上記の賃貸借料単価を乗じた金額を合算した額とする。</p> <p>ただし、同月内の利用が10日に満たないときは1日あたりの賃貸借料を上記月額額の1/10の額として算定する。</p> <p>なお、1日あたり5時間に満たない利用があった場合は別途発注者受注者協議して決定する。</p>			